

# 序章 はじめに

## 1 「緑の基本計画」とは

「緑の基本計画」は、都市緑地法<sup>※</sup>第4条に基づき、公園・緑道などの公共施設から住宅地・商店街・工場などの民間施設の緑も含めた地域全体の「緑の将来像」を描き、この実現のために、多くの取組を体系的に位置づけた緑の総合的な計画をいいます。

### (1) 緑とは

「緑」とは、花、芝・草、樹木、水辺など、それ自体が良好な自然環境を形成し、都市の環境や住環境の質を高めているものを総称し、公園の樹木や街路樹から個人住宅の庭木までも含む広義なものをいいます。

### (2) 緑の機能

緑は、私たちが安心して快適な都市生活を営む上で、欠くことのできない重要な機能を持っています。

緑の基本計画には、これら緑の機能を踏まえ、適切な保全、整備及び緑化の方向性を定めることが求められます。

#### ① 都市の魅力を高める緑

本市の緑には、馬場大門のケヤキ並木や大國魂神社などの歴史のある緑や、郷土の森博物館や府中市美術館などの文化施設と一体となった緑、崖線や浅間山などの自然の姿を残している緑など、様々な緑があります。これらの緑は、生活に潤いを与えるとともに、地域の個性を創出するなど、都市の魅力を高めています。

こうした緑を適切に生かすことにより、魅力あるまちづくりを進めることができます。

※ この印が付いている用語は、P102の「用語の解説」をご覧ください。

## ② 余暇活動の場としての緑

公園や緑地などの緑は、人々が四季の変化を実感することができる場としての機能や、スポーツやレクリエーションなど、様々な余暇活動の場としての機能を持っています。また、身近にある公園や広場は、子どもの遊び場や市民が集う場所であり、貴重なコミュニティ形成の空間としての機能を持っています。

これら緑の持つ機能を活用することにより、多様な余暇活動の場を確保することができます。

## ③ 都市の安全性を高める緑

樹木などの緑は、大雨が降っても、その土地に水を一時的に蓄えることができ、河川や下水道の急激な水量の増加を防ぐことができます。また、広い公園などの緑は、災害時の避難場所や防災活動の拠点としての機能を兼ね備え、豊かに育った街路樹は、火災の延焼を防ぐ機能を持っています。

このため、緑を適切に確保することにより、都市の安全性・防災性を高めることができます。

## ④ 地球環境や身近な環境を保全する緑

緑は、地球温暖化の抑制やヒートアイランド現象<sup>\*</sup>の緩和、大気や水質の浄化、水源涵養などに寄与しているほか、小動物、昆虫、魚など、多くの生き物の生息空間となっており、地球環境を保全する機能を持っています。また、身近に緑があることで、市民が様々な植物や昆虫などにふれあい、自然を感じるができます。

このような緑の機能を適切に配置することにより、地球環境や身近な環境を保全し、人と自然が共生する都市環境を形成することができます。

## 2 「府中市緑の基本計画」の改定

### (1) これまでの経過

本市では、緑を守り育てるために、昭和56年に計画的な公園・緑地の整備を位置づけた「府中市緑のマスタープラン」を、さらに昭和62年には緑の保全、緑化推進を位置づけた「府中市グリーンシティ計画(都市緑化推進計画)」を策定しました。そして、平成6年に都市緑地保全法(現「都市緑地法」)が改正され、「緑の基本計画」の策定が規定されたことを受け、「府中市緑の基本計画(以下「前計画」)」を平成11年に策定し、“グリーンシティ21ー緑ゆたかなふるさと府中を次世代にー”の実現に向けて様々な施策を進めてきました。

### (2) 「府中市緑の基本計画」改定の視点

本計画は、公園・緑地の現況、緑の実態調査や、市政世論調査、平成20年度に提出された府中市緑の基本計画検討協議会の「府中市緑の基本計画2009 緑の基本計画検討協議会報告書」などを踏まえ、次の4つの視点をもとに改定しました。

#### ① 「量」から「質」への転換

これまでは、都市化の進展に伴い失われた緑を確保するため、緑の量の確保に重点を置き、公園・緑地の整備を進めてきました。しかし現在は、市民の生活スタイルの変化や価値観の多様化が進み、公園・緑地についても、安全性の向上、余暇需要の変化への対応など、より質の高い空間の確保が求められています。

このことから、個性と魅力あるまちづくりを進めるために、これまでの「量的な充足」に加え、公園の防災機能の向上、公園施設の充実や適切な維持管理などの「質の向上」へ、緑のまちづくりの考え方を転換します。

#### ② 緑の保全・創出による持続可能な環境共生型社会の実現

21世紀は「環境の世紀」と言われています。緑は、地球温暖化の抑制に寄与するとともに、様々な生物の生息・生育空間となります。

本市には、多摩川をはじめ、身近に自然とふれあうことのできる豊かな緑が残っていますが、一方で、都市化の進展に伴い、市内の農地や樹林などの緑は、年々減少しています。

このことから、環境教育・学習の実践などを通じて環境問題への意識を高めるとともに、これまで以上に緑を保全・創出し、持続可能な環境共生型社会\*の実現を目指します。

### ③ 市民や事業者の「参加」から「協働」への転換

これまでの緑のまちづくりは、市民や事業者の「参加」を得ながら、行政主体で進めてきましたが、市民の生活スタイルの変化や価値観の多様化が進み、行政主体の取組では多様なニーズへの対応が難しくなってきました。

このことから、市民や事業者、行政が、本計画の趣旨を共有し、「参加」するだけでなく「協働」による緑のまちづくりの実現を目指します。

### ④ 新たな法体系への対応や上位・関連計画との整合

本計画の根拠法となる「都市緑地法」は、平成16年6月に改正され、緑の基本計画の拡充や、緑の保全・創出に関わる制度の拡充が図られました。また、平成20年1月に本計画の上位計画である「第5次府中市総合計画<sup>※</sup>後期基本計画」が策定されているほか、平成20年4月に関連計画の「府中市景観計画<sup>※</sup>」も策定されています。

このことから、新たな法体系への対応や上位・関連計画と整合した計画として改定するものです。

